masuda funai



News & Types: クライアント・アドバイザリー

風カプロジェクト:連邦審査が停止され、予 測不能となる

3/20/2025

By: ジェイコブ ベネット

Practices: コーポレート/ファイナンス/M&A

2025年1月20日、トランプ政権は、洋上・陸上風力プロジェクトに関する連邦審査と新規の承認を停止する旨の大統領覚書(以下「本大統領覚書」といいます)を発行しました。その後、米国内務省(以下「DOI」といいます)は、その下部行政機関における、洋上・陸上再生可能エネルギー発電事業を承認する権限を停止する命令を発行しました。これにより、再生可能エネルギー開発に必要なあらゆる合意の承認が停止されます。ただし、この命令は、(1)ヒトの健康、福祉もしくは安全に脅威を与える可能性のある状況を回避するため、または(2)公有地または鉱物資源への悪影響を回避するために必要な特定の承認には適用されません。

本大統領覚書およびその後発行されたDOIによる命令は、連邦政府による野生生物や環境についての許可を要する連邦所有地および水域に関するプロジェクトだけではなく、連邦所有地や私有地における既存の風力プロジェクトで、連邦政府の承認を待っているものにも影響を与える可能性があります。本大統領覚書が、既存のリース契約に直接影響を与えることはありませんが、内務長官は、司法長官と協議の上で、包括的な審査を行い、必要に応じて特定のリース契約の解除または修正を勧告することができます。

本大統領覚書では、連邦政府の洋上・陸上風力プロジェクトに関するリース契約、および許可手続に様々な法的欠陥が存在する疑いがあるために、同プロジェクトの承認が一時的に停止されたことが明記されています。その結果、本大統領覚書では、風力発電が周辺地域に与える環境上の影響と費用を評価するため、また、既存のリースおよびこれまでの許可のプラクティスを見直すため、DOI主導の複数の連邦機関による審査を行うことを命じています。

本大統領覚書の効力は直ちに生じ、DOIによる審査が完了し、その結果と提案事項が大統領に報告されるまで継続します。したがって、そのような予測不能な状況により、洋上・陸上風力プロジェクトの開発者・レンダー・投資家、ならびにその他のすべてのプロジェクト関係者の懸念は高まることでしょう。

増田・舟井法律事務所は、米国でビジネスを展開する日本企業の代理を主な業務とする総合法律事務所です。 当事務所は、シカゴ、デトロイト、ロサンゼルス、およびシャンバーグに拠点を有しています。

© 2025 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。